

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

有限会社 医療福祉評価センター

② 評価調査者研修修了番号

SK2021269、SK2021271

② 施設の情報

名称：児童養護施設 マリア園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：赤岩 保博	定員（利用人数）：	46 名
所在地：長崎市南山手町 16-33		
TEL：095-822-1583	ホームページ： http://minamiyamatekai.or.jp	
【施設の概要】		
開設年月日：明治 14 年 1 月 15 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 35 名	非常勤職員 17 名
有資格職員数	（資格の名称）	
	社会福祉士 6 名	保育士／指導員 32 名
	精神保健福祉士 1 名	栄養士 1 名
	公認心理師 2 名	調理員 3 名
施設・設備の概要	（居室数）	
	本園：5 ホーム個室 30 室	（設備等）
	地域小規模児童養護施設： 1 ホーム 2 人室 3 室	地域交流室
		倉庫棟
		児童家庭支援センター併設

③ 理念・基本方針

<理念> ひとつの心、ひとつの魂

<基本方針>

1. 一人ひとりの人権を尊重する
2. 一人ひとりの自立を援助する
3. 一人ひとりの家族との関わりを大切にする
4. 一人ひとり地域社会の一員である

④ 施設の特徴的な取組

マリア園は長崎港が見える高台へ、5年前に移転をしている。旧園は歴史がある建物で風情があったが、昔ながらの構造でもあったため、現在の場所に新しく建物を建てている。個室になったことで、児童たちのプライバシーが確保しやすくなっている。また、移転と同時に地域小規模施設を作ったことで、地域との繋がりも密になっている。

令和5年度から自立支援室を設置し、既に卒園した者（概ね10年以内）への支援や、入所、児童達が卒園に向けて準備をする手助けと卒園後にも対応できるよう自立支援の担当職員を配置している。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年11月1日（契約日）～ 令和6年2月22日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

① 卒園後の対応強化

令和5年度より、自立支援室を設置している。卒園が決まった時から、自立支援室との関係をつくり、卒園後に気を付けること等を伝える。また、卒園後も気がけて連絡をとったり、関わりをもっている。これまでは担当職員が卒園後も連絡をとっていたが、現在は自立支援室ができたことで、担当職員の業務の負担を減らすことにも繋がっている。

② 食に対する支援

以前は調理場のみで食事を作っていたが、現在は調理場で調理をしたものや、半調理（途中まで調理をしたものを、各ホームで仕上げをする）して、職員の業務負担にも繋がっている。また、日曜日はホームごとに自由献立で作る日としており、児童達が調理に関わる取り組みともなっている。昼食はお弁当を持参している児童は、パン食の日を設定し、パン等を学校で購入して、金銭感覚を養うこともしている。

③ 職員の処遇の改善

以前職員のアンケートをとった際に、宿直明けの勤務がきついという意見が出たことを機会に、宿直時間を変更している。以前は、14時から22時まで勤務をして、その後は休憩や仮眠時間とし、翌日は朝6時から昼頃までの勤務だった。現在は宿直明けの日は、4時間以上の勤務をすると、勤務を終えていいことにしている。

また、リフレッシュ休暇も導入し、職員の福利厚生に力を入れている。

◇改善を求められる点

①職員研修の更なる充実

職員は、内部研修や外部研修に積極的に参加をしている。ただ、現状としては、児童に関する内容や、福祉の内容が多いとのことである。最低限知っておく内容を研修として受講をすることも大切であるが、福祉だけではなく例えば個人情報保護法等、児童全般に関する研修で知識を身に付けることも今後期待する。

②職員一人一人の目標管理設定

現時点では、職員一人一人の目標管理設定まで作れてはいないとのことである。全国の児童養護施設の研修会に参加をすると、他の施設では人事考課を取り入れていることも耳にしており、今後の導入を検討していきたいとのことである。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

マリア園は平成31年4月の完全小規模化から5年目を迎え、小舎化後2回目の第三者評価受審となりました。前回(令和2年度)は、大舎からの移行期間ということもあり、施設としての方向性が十分に定まっていなかった中で、特に情報共有の点における課題や標準的な養育の実施方法の整備など、改善を求められる事項も多かった様に思います。その後、基本方針である「一人ひとりを大切に作る」を基盤に、子ども達への養育や支援の在り方はもちろん、職員の処遇についても取り組みを進めてまいりましたが、今回の受審の際にこれらの内容について大変高く評価して頂いた事は大変嬉しく思います。また、改善を求められる点については、奇しくも先日(R5.11.6-8)開催された第76回全国児童養護施設長研究協議会において、職員個人の目標設定や評価についての話題が挙がりましたが、育成の為に研修内容やその有り方、職員の定着を図る上での評価や目標設定の仕組みについては、今後、しっかりと検討を進めて行くべき事項だと感じました。当たり前の様に行っている日々の業務を、客観的視点からの意見により、改めて認識し、自分たちが次に取り組むべき目標や課題が示された様に思います。今後、地域分散化、機能強化、多機能化を図っていく中、今回の評価結果を真摯に受け止め、子どもの最善の利益のために、園全体で改善に向けた取り組みを実施していきたいと思っております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・①・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マリア園は、フランスの修道会のシスターがつくり、現在に至っている。設立したシスターの代表が亡くなる時に、「ひとつの心、ひとつのたましい」との言葉を残し、その言葉が遺言となって、理念に掲げられている。児童のために、心ひとつにして頑張ろうという意味が込められている。 ・マリア園には、職員の中にシスターはいないが、現在でもカトリックの精神を基本方針としており、理念をもとに援助方針が4つ掲げられている。 ・職員への周知方法としては、共通の意識を持てるように、毎月読み合わせをしている。新人は研修期間が2年間あり、毎月援助方針を1つずつ解説している。例えば、援助方針の中の「一人一人の人権を尊重する」ということは、「多様性を認め合うことであり、色々な職員がいて色々な養育方法があることを理解すること」と具体的な言葉で解説している。 ・以前、マリア園が設立された当初についての資料を作成した動画を児童達へは見せたことがある。保護者へは理念や基本方針を周知はしていない。今後は、家庭支援専門相談員と協議しながら、保護者にも理念や基本方針を分かりやすく伝えていきたい意向である。 		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年3月1日付けで、「高機能化及び多機能化・機能転換 小規模かつ地域分散化計画」が策定されており、2029年に向けての取組内容と実施予定時期を記載されている。この内容は、2023年9月1日に一部改訂されている。 ・一時保護やショートステイの数や利用の内容は、マリア園で把握をしている。データをとることで、利用の内容が一時保護やショートステイでは、違うということまで把握できている。 		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年後に地域小規模を2棟追加することに向けて、現在動いている状況である。地域の方へは、園長が月1回参加をする南山手町の自治会の常会の場で、地域小規模の2棟追加について伝えており、新しく地域小規模を建てる近隣住民へは、訪問をして説明をしている。 ・地域小規模化へ向けて、職員会議の場で移転後の課題等を職員で話し合っている。先月は、地域小規模で調理をどうするか（買い物からすべて地域小規模でするのか、調理はどこまで地域小規模でするのか等）を話し合ったとのことである。 ・現在は、児童達が生活をしている場に、一時保護やショートステイを受け入れている状況である。児童達の養育環境をよくしていきたいとの考えもあり、地域小規模が2棟追加によって空く本体の施設の2棟を、一時保護やショートステイにする予定となっている。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高機能化及び多機能化・機能転換 小規模かつ地域分散化計画」が策定されており、2029年に向けての取組内容と実施予定時期を記載されている。内容としては、高機能化に向けての取組内容、多機能化・機能転換に向けての取組内容、人材育成の3つの柱である。取組内容は、実行がしやすいよう、こと細かく記載されている。 ・児童達には、施設という枠ではなく、地域の中で生活をしてもらいたいという希望があるため、今後も長期的に地域小規模を増やしていきたい意向である。 		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期計画の内容は、地域小規模化への動きがメインとなっており、2024年度には、本園が5棟、地域小規模1棟、2025年度には、本園が3棟と自立支援1棟、一時保護1棟、地域小規模3棟、2029年度には、本園が3棟と自立支援1棟、一時保護1棟、地域小規模3棟の予定で計画が策定されている。 ・自立支援は児童の自立なので、敷地内に自立支援のための棟にするのはどうかという考えもあり、今後の検討課題である。現在は、マリア園のすぐ近くにアパートを借りており、1人暮らしの体験ができるようにしている。 ・職員へアンケートをとった際に、宿直後の勤務がきついという意見が出たため、就業規則を改定している。改定内容として、以前は、14時から22時まで勤務をして、その後は休憩や仮眠時間とし、翌日は朝6時から昼頃までの勤務だった。現在は宿直明けの日は、朝10時まで勤務をすると、勤務を終えていいことにしている。令和5年度の事業計画は、職員が働きやすい環境づくりを目指し、職員の処遇を重点化した内容となっている。 		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画のたたき台は園長が作成して、職員へ内容を聞いてから、事業計画として作成をしている。毎年3月の理事会で事業計画の案として出して、その後確定をしている。 ・今後は一時保護やショートステイの預かり事業を充実していきたいとのことである。また、令和6年度には、親子ショートステイをすることが確定している。 ・園長が作成した図を職員へ渡し、最終的に文書化された事業計画を職員1人1人が持っている。 		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・⑥
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域小規模については、児童達と保護者へも今後説明をする予定である。 ・今まで事業計画について、児童や保護者へは説明をしたことはないとのことである。今後は、機会があれば図やイラストを使って事業計画について説明をしたいとのことなので、実施を期待する。 		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価に関しては、3年ごとに受審をしている。 ・全国児童養護施設チェックリストを、職員会議の時に職員がチェックをしている。以前は、年1回の実施であったが、現在の園長に代わってから年3回実施している。チェックリストは、園長が回収をし、年2回の職員との個別面談の際に内容の話をしている。 		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の第三者評価結果については、総評部分を職員全員で共有をして、全体で見直す項目については、実施している。リスクマネジメントに関しては、小舎としての動きが職員の中に浸透している。個人面談に関しては、年2回の実施となり、新人職員へは月ごとに色々な職種の職員と面談をするようにしている。研修に関しては、新人、中級、上級の研修を取り入れ、職員が学びたいことを、研修の中に取り入れている。その実例としては、施設見学を取り入れ実施をしたとのことである。 ・全国児童養護施設チェックリストは、YESかNOで回答ができ、園長が個人面談の際に、NOの項目については、理由を聞いている。チェックリストの中に、「職員のことを児童に先生呼びさせていないか」という項目があり、現園長になってから、職員間の先生呼びは廃止をしている。 		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	②・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、40年以上マリア園で心理の担当職員として勤務し、2年前に園長に就任している。園長の役割や責任は、運営規程の中にうたっており、園長が不在の場合には、副施設長が対応するようになっている。 ・副施設長は児童の急な保護の依頼の対応をすることが多いが、副施設長が不在の場合には、主任指導員や主任保育士が対応をしている。 ・園長はマリア園が設立された時のシスターがいた時から、マリア園で勤務しており、シスターの思いを伝承する立場として、職員や児童達に接している。 		

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法、児童福祉法、児童虐待法など、児童達に関する法令については遵守をしている。 ・ 行政の動き等、厚生労働省からの通知は、長崎県からの経由で通知がくるので、職員へは口頭や、文書の回覧で周知をしている。 ・ 権利擁護に関する研修にも職員が参加をしている。 ・ 最近では労働に関する研修を、オンデマンドで受講している。その中で、児童たちと一緒に食事をとる時間は、勤務時間になるのか、それとも休憩時間は別にとっていいのか、休憩の取り方が難しいとの話題があった。マリア園でも同様に、休憩が取れないと感じている職員もいるため、各ホームで休憩の取り方を検討するようにしている。 ・ 今年度は労働環境に取り組むことを課題としている。勤務時間外についても職員個々人の捉え方があり、勤務時間より長くいた時間を、時間外と言ってくる職員もいれば、自分が仕事を終わることができなかつたため、自分のせいでもあるため、時間外ではないと言う職員もいる。職員へは長く勤めてもらいたいため、そのためには環境整備が必要である。今後はこの体制を整備していきたいとのことである。 		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現園長になり、朝礼後職員との情報共有は密にするようにしている。情報共有をすることにより、園長や他の職員も児童達の把握がよりできることに繋がっている。また、研修情報は早く掴み、職員へ参加を促したり、希望者を募るようにしている。 ・ 事業計画の中に、班の具体例も記載をするようになった。以前は沢山班があって、活動の実態が分からなかったが、班をまとめることで、きちんと活動状況が分かるようになった。 		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年後に、地域小規模が2箇所増えることを踏まえて、今年度より職員の募集をしている。目標としては、令和5年度に4名採用、令和6年度に4名採用の予定で、令和5年度は4名採用をクリアできている。 ・マリア園を設立したシスターが常日頃から言ってきた、「小さき人たち（弱い人たち）を受け入れていく」という精神が現在も引き継がれてきており、どんな状況でも受け入れている。それに応じて経営もついてくるという考えである。現場の職員からすると、今いる児童たちだけでも一杯なのに、これ以上は無理という意見が出てくることもあるが、現場の把握もよくしながら職員との検討をしている。 		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	②・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年後に、地域小規模が2箇所増えることを踏まえて、今年度より職員の募集をしている。目標としては、令和5年度に4名採用、令和6年度に4名採用の予定で、令和5年度は4名採用をクリアできている。 ・採用の周知方法としては、法人のホームページ、ハローワークや無料のインターネット掲載等の媒体を使用している。 ・保育士実習や、ソーシャルワーク実習を受け入れているので、いい人材がいればそのまま就職をしてもらえればという考えである。現在不足をしている資格はないが、社会福祉士実習指導者の資格者をもう1人増やすことができればと思っている。 		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与規程に基づいており、一斉に昇給をする仕組みとなっている。手当として、主任、リーダー、主担当がある。以前は、主担当には手当がなかったが、主担当者は児童の受け入れの際に立ち会うこともあり、上層部の職員より意見が出たことをきっかけに、去年から、主担当にも手当をつけた。 ・令和2年度に調理員の給与見直しをしたが、今後は社会労務士と話しあいながら、俸給表の見直しをしていきたい考えである。 		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年から嘱託医を施設から近い診療内科を変更しており、児童の相談から職員の相談まで対応ができるようになっている。 ・児童がいる職員も多く採用しており、日勤帯のみでフリーで動けるようにしている。 ・職員からの意向はできるだけ聞くようにしており、よく挙がってくる内容は、フリーの職員を多く入れて欲しいということである。年度途中で職員が退職をした場合、学校との対応が残っている職員で対応するため、他の児童達への対応が難しくなるということである。ホームの主担当からは、年度途中で新しく職員をホームに入れては欲しくないとの意見があるため、できるだけフリーの職員を手厚くするようにしている。 ・法人が会費を全額負担して、テーマパーク等へ割安で行ける制度を利用できている。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修班に所属している職員が話し合い作成をする事業計画には、「職員が自ら学ぶため、問題意識を高め、学びを企画・実施する。その成果を発信し、問題意識・企画力・ネットワーク・発信力を養うこと」が研修の目的と明記をされている。 ・法人職員研修、上級・中堅研修、新任研修の研修計画は作成されているが、職員一人ひとりが設定をした目標について、研修を行う等は現時点で実施されていないということである。園長や事務長が参加をした全国の児童養護施設長会議の中では、一人一人の目標を掲げて実施をしている施設があることを聞いたため、今後は実施をしていきたいということである。 		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体での法人職員研修、上級・中堅研修、新任研修の研修計画を立てている。法人職員研修では、外部講師を招いて、ケース検討をしている。上級・中堅研修や、新任研修では、施設見学をする機会を取り入れている。 ・今年度の研修より、自分たちで積極的に考える研修へ変更しており、職員からの希望が多かった施設見学がメインとなっており、新人研修では、今年度県内の2施設見学をしている。上級・中堅では、今後施設見学をする予定である。 ・受けたい研修があれば、職員から希望を言える体制であり、園長も研修に関しては常にアンテナを張っており、研修に関する周知は常日頃からされている。 		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県が児童施設協議会へ委託をして実施される、リーダー育成研修に今年度は5名参加をしている。この研修へは、経験年数が3年以上の職員が対象となる。 ・外部研修後は、報告書を提出して、職員会議の場で研修内容を簡潔に発表し、研修で学んだことを、振り返るきっかけにもなっている。 ・外部研修は1年のうち1回は全職員が受けることができるよう、配慮している。事務局長が、福祉会計の研修を県外で受講しており、来年はもう一人の事務職員へ受講をしてもらえればという希望である。 ・自主的に研修を受ける職員もあり、最近では県外で実施された、児童養護に関する研修を無料で受講をした職員がいたとのことである。この研修は年に1回フォローアップ研修があり、交通費は法人で負担をするようにしている。 		

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生や短大生を年間20名程度、実習生として受け入れている。実習は、保育実習や社会福祉士の実習が主である。夏休み期間が一番実習としての受け入れが多い。実習生には、担当の職員がつくようにしている。 ・コロナ禍でも実習を受け入れており、その時には健康チェックをしてから受け入れていた。マリア園の児童が、感染症等の症状があった場合には、実習時期をずらして実施をすることもあった。 ・マリア園独自で、実習のオリエンテーションを作成しており、この内容を説明してから実習に入ることとなっている。 ・実習を体験してから、宿直単独のアルバイトをしたり、職員になった方もおり、マリア園としても、実習生に関しては有難い存在でもある。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧園舎の時には、パンフレットは作成していなかったが、移転後の令和3年にパンフレットを作成した。現在のパンフレットは、児童相談所に保護をされてから入所する児童向けのため、今後は誰でも見やすいようなパンフレットを作成していきたいとのことである。 ・就職に結びつく合同面談会のために、ホームページをリニューアルしている。ホームページを見てから、求職者から問い合わせがくることもあり、うまく活用できている。 ・広報誌は、保護者、寄付をもらった方へ郵送し、地域の回覧版でも回している。12月には、お世話になった方へ、クリスマスケーキを作って、広報誌とともに郵送をしたり、渡したりしている。 ・苦情に関しては、児童達の要望が多く、苦情内容をホームページには挙げていない。今後、ホームページへ挙げる苦情内容の基準を検討することを望む。 		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士事務所に勤務している方が理事としてマリア園に関わりがあり、昨年お金の出し入れや会計についてアドバイスをもらったことがある。顧問税理士からは、不動産購入の時に、帳簿への計上についてのアドバイスをもらったり、インボイス制度についての確認をしている。 ・ 児童達へのこづかいは、事務職員が現金を出してから各ホームの職員へ渡している。こづかいの金額は、年齢によっても違っている。突発的に必要となる学校の教材費等については、小口現金から出したり、事務職員が退社した後の時間等はホームの職員個人で立替えることもある。 		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	②・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中で生活をしているので、コロナ禍であってもできる範囲で、地域の行事には参加をしていた。コロナ禍の中では、規模を縮小したウォークラリーへの参加、公園の清掃、道の葉っぱ拾い等をした。今年は、夏祭りが4年ぶりに開催をされたので、かき氷を出店して、地域の中に溶け込んでいる。 ・ 今後、地域小規模施設を2棟建てる予定であるため、周辺の家にあ挨拶と、地域の定会で説明をしている。新しく建てる地域小規模施設が、旧園舎の近くということで、地域住民からは、「旧園舎には、大きなグラウンドがあり、ボールがフェンスを越えて落ちてきた、夏ミカンを持って打って下に落ちたことがある」という話を聞いた。今後地域小規模施設で生活する上で、このことを念頭におき、小さいスペースでも遊べる工夫を児童達に伝えることが必要だと認識をしている。 		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カット奉仕（月1回）や長崎純心大学の英語ボランティア、長崎にまつわる話を紙芝居でしてくれる方、長崎県社会福協議会のボランティアチャレンジを通じて、高校生や大学生がボランティアに来ている。また、ボランティア希望で来所された方が、現在は宿直もしてくれていて、マリア園としても助かっている部分もある。 ・ 学習ボランティアの方も週1回程度訪問し、勉強が嫌いだった児童が好きになったという成果が出ている。 ・ 今後は学習ボランティアや、幼児が多いため、外で遊ぶ際の見守りをしてくれる方が来てくれればという希望である。 ・ ボランティア受け入れマニュアルを整備している。 		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童達が通っている学校、児童相談所、長崎市子育てサポート課、病院、ハートセンター等と連携をしている。 ・ 不登校や引きこもり等に対応し自立支援を促している NPO 法人と関わりがあり、主には児童家庭センターと連携をしている。 		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	②・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の会合に出席し、高齢者が多い地域のため、高齢者に関するニーズが多い状況である。また、民生委員よりレスキューに関する相談があり、現在のレスキュー事業へと繋がっている。 ・ 月1回、高齢者に向けての食事会を地域が開催をしているところへ、職員が調理を手伝っている。 ・ マリア園内にあるホールも、自治会の会合に使用するなど活用されている。 		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・もしもの時には、マリア園内のホールを避難所として受け入れることが可能である。 ・年1回、自治会で行われている防災訓練に児童達も参加をしている。マリア園の下にある空き地に消防車が来たり、災害体験の方からの講話を聞くなど、防災の意識向上にいい取り組みとなっている。 		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度より、職員が所属をした活動をする権利擁護班ができています。班ができた経緯は、出かける時には、きちんとした身なりをする、施設で生活しているからできないことが多いではなく、施設で生活をしてきてもできるということを進めていきたいという思いからである。 ・以前は、評議員でもある神父に来てもらい、職員向けにカトリック講話をしてもらっていたが、現在は高齢になったこともあり、実現できていない。全国のカトリック研修もあり、コロナ禍ではオンライン配信であった。 		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童達の部屋（個室）には、基本的に入らないとしているが、児童の特性に応じて、ごみが落ちているような場合には、ごみを拾うために入室をすることもある。特に高校生以上に関しては、部屋への入室に関して配慮をしている。 ・児童が恥ずかしいと思うことに対しては個別対応をしている。幼児の入浴は、職員が介助をしているが、それ以外は自分で入浴をし、脱衣場には鍵をかけることができる。 ・保護者の中にも、「マリア園」という記名がある封筒や、名称を記載して欲しくない并希望する方もいるので、その方へは一般の封筒で保護者宛てに親展として送っている。 ・プライバシーに関して、マニュアルの整備はしていない。 		

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所へは、パンフレットを置いている。施設見学の方へもパンフレットを渡している。 ・ 予防接種に関しては、保護者の同意が必要なため、毎回同意書をもっている。 ・ 直接マリア園に来て、入所を希望される方もいたが、措置施設ということの説明し、児童相談所へ連絡をすることを促したこともある。 		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレットを用いて、入所時に児童へ説明をしている。園で生活する上でのルールや、流れについては、口頭で説明をしている。 ・ 高校生以上は、スマートフォン承諾書を保護者に記載してもらっている。スマートフォンに関しては、平日は基本 22 時までの使用で、その後は職員が預かっている。土日は、利用時間を少し緩和している。 		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退所については、児童相談所から連絡が入り、退所に向けての準備に取り掛かる流れである。 ・ 今まで、在宅復帰や、別の児童養護施設への転居、里親移行をしており、退所後に何かあれば、いつでも連絡をしていいということを口頭で伝えている。退所後に、連絡を入れることができるよう、文書で連絡先を渡す等の対応を今後期待する。 		

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回、ホームごとで児童達のミーティングを行っている。ミーティングの内容は、①児童達が掲げた前の月の目標の振り返り、②要望や意見を聞く等の2点である。要望として出たことがあるのが、スマートフォンを持ちたい、行きたい場所がある等である。ミーティングの内容は、職員又は児童がノートに記録をし、ホームの担当者間で、回覧をしている。 ・「ようぼうばこ」を事務棟の1階に置いている。時々意見が入ることがあるが、内容としては今のスタッフを変えてほしい、ホームを変えて欲しい等とのことである。 ・児童は、ホーム担当の職員以外に、個別対応職員がついており、何かあれば、個別対応職員へ話せる体制としている。また、副施設長や事務長へも相談に来ることがあり、最近ではスマートフォンを買い替えたいという要望を言ってきた児童がいたとのことである。まだスマートフォンは使えそうだったので、バッテリー交換を提案したとのことである。スマートフォンは児童達の貯金から購入をしており、今後マリア園を卒園した後のお金を残しておかないといけないため、要望をすべて受け入れるのではなく、現状できることを伝えるようにしている。 		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決については、事務棟の「ようぼうばこ」の箇所へ掲示をしている。第三者委員も選定している。 ・旧園舎の時に、児童が職員から虐待をされていると、児童相談所へ通報をしたことがあった。疑いがある職員への聞き取りをしたが、虐待との見解はされなかったとのことである。 ・保護者へは、苦情や相談の仕組みについての通知はしていない。保護者からのクレームもあるため、その時には児童相談所と協議している。 		

35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談等を聞く時には、児童達の各部屋で聞くようにしている。 ・児童達は、話しやすい職員へ相談をしており、事務棟に来て話をすることもあるとのことである。児童が希望をする場合、心理担当と面談することも可能であり、相談にくるのは、高校生が多いとのことである。 		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童達からの要望で、生活に支障がある内容はすぐに対応をしている。 ・最近ではスマートフォンが欲しい、タブレットが欲しいという要望が多いとのことである。スマートフォンは、高校生以上が所持を許可されているが、それ以外の児童が要望をしてくるとのことである。タブレットに関しては、寄付でもらった物があるため、各ホーム1台ずつ、今年の冬休み頃から配布をして使用する予定としている。ただ、タブレットは1台しかないため、ルールをこれから決めていかないといけないとのことである。 ・以前、マリア園から友達を連れて、親のもとに帰宅する児童がおり、園内では解決できなかったため、児童相談所へ相談をして、対応をしたことがあった。マリア園としては、この児童は、無理やり親から戻すことはしないという対応をした。 		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災や危機管理の分野においてはマリア園の副施設長が防災危機管理系の長として体制を構築している。この分野においては事件事故防止計画に基づき事件事故発生時マニュアル、防災マニュアルを作成してマリア園の職員に周知徹底を図っている。 ・ 児童にまつわるアクシデントの内容として、発生事案は多くないとのことであったが、マリア園周辺の崖を未就学児が1人で登っていたケースや車両関係のヒヤリハット事例を確認した。このようにアクシデントやインシデントが発生した場合は、規定のフォーマットに内容や対策等を記して、朝礼や会議等の場において職員皆で確認することとなっている。 ・ 事件や事故を予防する取組みとして、園内の定期的な見回りを行いリスクヘッジに努めることや、事故が予測される海水浴時の海難事故や、宿直明けの職員が運転をして通院の同行をしない等、考えられる事故を未然に防ぐ取組みを持続的に行っている。 ・ 安全管理にまつわるマリア園の取組みとしては、自然災害及び人災、事件や事故等あらゆるリスクを想定して、研修の実施や法定訓練以外でも可能な限り、様々な場面を想定した訓練を実施している。最大の目的は、児童の安全及び安心して生活を営むことできる仕組み作りと環境の整備である。 		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マリア園の組織体系に位置づけられている美化・保健衛生班を中心として、感染症罹患予防及びまん延防止の周知活動や、新型コロナウイルス検査キット・プラスチックグローブ・ガウン・アルコール等衛生用品の管理を実施している。 ・ 感染症の予防、まん延防止等の手順を記した感染症対策マニュアルは作成しているが、定期的な見直しは実施していないとのことであった。新たな効果的な手法やウイルスの発生に伴う対応の変更等が考えられるため、定期的な見直しと必要に応じた内容の変更が望まれる。 ・ 新型コロナウイルスが第5類に移行した令和5年5月以降も、不特定多数の方が触れるような場所の消毒等の基本的な予防的取組みは引き続き実施しているとのことであった。 		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マリア園の防災計画に基づいて定期的に訓練を実施しているが、実際に児童や職員が災害を想定した避難訓練に繰り返し参加することで有事に備えている。また、避難訓練実施後は報告書を作成して総評や課題を抽出して次の訓練に活かしているとのことであった。 ・ BCP(事業継続計画)は訪問調査時の段階で作成中とのことであった。計画の中にマリア園が所在する地域がハザードマップ上どのような立地なのか確認したところ、水害や土砂災害が発生する可能性の極めて低い立地であることを確認できたとのことであった。 ・ 備蓄品の管理については栄養士が数量や消費期限を一元的に管理しているとのことであった。備蓄品は各ホームで保管されており、入所する児童の数に加えて職員3名分を加えた数の3日分を目安としているとのことであった。 		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この項目で言うところの「標準的な実施方法」とは、入所する児童全てに画一的な支援をするというのではなく、入所児童一人ひとりにどの職員が支援をしても一定程度同じ結果をもたらすような支援ということで考え方を統一した。(例えば宿題をする場所は特性を考慮して支援員の隣に座って実施する等) ・ 上記の考え方に基づいて作成した書類が自立支援計画書で、数名の児童の計画書を確認したが、自主性を尊重することや権利の尊重に繋がる文言を多く確認した。児童には権利ノートやマリア園独自の「権利ってなに？」と言う冊子を一人ひとりに配布しているため、少なからず権利という言葉の意味は理解している児童が多いとのことであった。また、児童に対する支援は「マリア園の心」を基盤として実施されるよう、園内研修を通じて各職員に周知徹底している。 ・ 計画書作成の指導はホームの中の経験のある職員や、主任保育士や主任指導員も参画して行っている。基本的に自立支援計画の定期的な見直しは各ホームで行うが、マリア園内の研修や児童のケース会議の場においても確認作業をすることもあるとのことであった。 		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援計画の見直しは基本的に年に2回実施することとしており、ファミリーカンファレンスを通じて保護者等の意向を確認したり、計画の進捗状況を検証して必要に応じた見直しを実施している。 ・ 自立支援計画の評価や見直しは定期的に行っているが、現在のところ、児童の意見や意向を反映させる仕組みはできていない。マリア園で行っていることとしては、子どもミーティングの際に児童個々人の目標を口頭で確認するに留まっている。自立支援計画書を児童に見せるところまではしていないが、ケース会議の折には児童の意向を確認の上で進行する流れとなっているため、計画書の見直しや評価の際に可能な状況の児童に対して意向等を反映させる仕組み作りが望ましい。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援計画書の策定責任者は園長である。 ・ 児童相談所からの情報を軸に情報収集を繰り返して、アセスメント表の項目に沿って入力をして定期的に見直しと更新を行っている。アセスメントは基本的に児童の主担当職員が入力するようになっている。内容によってはファミリーソーシャルワーカー(以下:FSW)や心理師、児童に直接的に支援をする主担当以外の保育士や指導員等、横断的に意見を集約してアセスメントを実施している。 ・ ファミリーカンファレンスで確認できた保護者等の意向をアセスメント表に入力している。保護者から得られた情報は毎回必ずではないが、児童相談所に情報提供することもあるとのことであった。 ・ 支援困難ケースについては緊急ケース会議を開催して各専門職から意見集約を行い、その後受入れの可否を最終的に園長が判断する体制を構築している。 		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画の評価や見直しは年に2回定期的実施している。評価や見直しに際して児童の意見を確認する時に、マリア園で行っていることとしては、日常生活の中で各ホームの担当職員が児童にわかりやすく口頭で確認したり、子どもミーティングの際に児童たちから自分の目標について発表してもらい、進捗状況を確認していることであった。ケース会議の折には児童の意向を確認の上で進行する流れとなっているため、それぞれの立場の意見を集約して計画書を更新しているというプロセスを確認することができた。 ・定期的に見直された自立支援計画書は各ホームの担当職員間で内容等を確認した上で、直接的な支援に従事している。計画書の内容が支援の基盤となっているため、職員は随時内容を確認しながら連携を図っている。 ・評価や見直しに際して児童の支援方針が頻繁に変わることはないとのことであった。変わるとすれば保護者の環境変化に伴い方針が大幅に変わったり、微修正したりすることが大半とのことであった。 		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の様子に関する記録は保育士日誌、計画書の内容に関して記録されたものは児童個人記録、その他ケースカンファレンス議事録、緊急ケース会議、ファミリーカンファレンス議事録等にて児童の支援内容や協議した経過や結果が記されている。 ・記録の内容に職員間で差異が生じないように記録するにあたり留意していることは、感情的な表現や個人的な思い、思想は記さないようにして客観的事実を的確に記すように指導をしているとのことであった。また文書の中に「」や<>の記号を使って誰の言葉であるのかわかりやすく表記するように工夫もしている。このような記録方法のレクチャーはマリア園の新人研修の中で実施されている。 ・マリア園では情報の共有について、入力されたデータ情報を園内であればどこでも閲覧する共有システムを構築しているということで、職員はホーム迅速に正確な情報を入手することができている。今後はより一層、データ管理を一元的に実施できるようなシステムの導入を検討しているとのことであった。 		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録管理の責任者は園長である。 ・マリア園で取り扱っている児童の情報はセキュリティレベルが大変高いため、記録の管理及び保管方法を徹底している。個人情報及び特定個人情報の管理については、個人情報管理規定にて取扱い等が明文化されている。 ・マリア園では個人情報漏洩防止の観点から、個人情報の取扱いについて定期的に職員に周知を図っているものの、定期的に研修や教育が実施されていないとのことであった。個人情報保護に関しては法定研修に位置づけられるくらい重要な分野と考えられるため、新人研修の際だけではなく、現任の職員に対しても年間の研修計画に位置づける等工夫されて、職員のより一層の理解や意識の深化を期待したい。 ・書類等の保管状況は、日常的に使用する書類はセキュリティレベルが高いものを除いて各ホームにて保管されている。セキュリティレベルが高い書類や年度毎にまとめられた書類は事務棟にて保管されており、限られた職員しか踏み入ることはできない。児童養護施設運営上の規定にて法律で定められた書類の保管義務があるため、退所した児童の書類も含めてほぼ保管しているとのことであった。莫大な書類の量になるため、管理の方法等は今後検討の余地があると憶測されるが、引き続きマリア園としてはケース記録等の保管を継続する方針とのことであった。 		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㊟・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月開催している職員会議の際に「マリア園の心」という冊子を職員全体で読み合わせしている。このマリア園の心という冊子は理念や基本方針、援助方針を明文化したもので、特に援助方針の「一人ひとりの人権を尊重する」「一人ひとりの自立を援助する」「一人ひとりの家族との関わりを大切にする」「一人一人は地域社会の一員である」を1つずつ詳細に説明している。この文言及び説明内容が児童支援の軸となっているため、年度初め等に繰り返し読み合わせを行っている。 ・令和5年度よりマリア園の中で組織形成されている班のうち、「子どもの権利擁護班」を発足させて、児童の人権の尊重、権利擁護等に対して更に組織立った取組みを始動した。この班を中心として権利擁護や権利侵害防止、早期発見等に纏わる月間目標を立てて児童支援を行っている。月間目標(生活目標)は「権利と義務」や「自由と責任」等設定しているが、児童にもわかりやすいような表現や言い回しに工夫されている。 ・児童に対して「権利ノート」という冊子を配布するようにしていて、児童の有する権利をわかりやすく説明している。更にマリア園では「権利ってなに?」という冊子も作成して、人権についてより一層わかりやすい工夫を行っている。 ・園内研修や新任研修等の機会を利用して、職員自身の児童に対する関わり方等を振り返る機会を設けている。 ・ヒアリングの中で権利擁護に関する取組みについて、職員が具体的に検討する機会を定期的に設けることができているとのことであったが、少なくとも1年に1回は実施されている。人権擁護や人権の尊重は支援の基盤となるため、今後半期に1度検討する機会を設ける等、計画的に実施していくことが望ましい。 		

A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マリア園の組織体系に位置づけられている権利擁護班を中心として、月に1回定期的に開催されているミーティングで人権擁護、権利侵害、不適切な関わりが発生していないか、それぞれのホーム毎で確認を行い、他のホームで発生した事案や特に重要事項については全体的に周知徹底を図っている。 ・ 児童が人権について理解をより一層示すことのできるよう、権利ノートの説明やマリア園独自の「権利ってなに？」の冊子、権利擁護班による人権に纏わる身近な目標設定等重層的に取組みを行うことで、人権を意識する機会を増やす工夫を行っている。児童はこのような取組みを続けることで自然と人権を意識することができるよう、職員は日々の取組みを持続的に行っている。 ・ 園内研修だけではなく外部研修にも参加することで、権利擁護の知識習得や知識の深化に努めている。 ・ 権利擁護の取組みとして「人権擁護のためのチェックリスト」を活用して、保育士及び指導員等は年に4回行っている。このチェックリストは全て園長が管理しており、このチェック内容に基づく面接も実施している。 ・ 児童の意見や思い、考え方を把握するために日常生活の関わりの中で保育士や指導員は日々アンテナを張っているが、この他にも子ども会ミーティングの場で自由に意見を伝える機会を設けている。皆の前で意見を言い難い児童については、職員が介入する等して代弁する配慮も行っている。 		

A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生い立ちの伝え方については児童の心理状態、保護者の意向、各関係者の意見等を集約した上でマリア園としての総合的な判断をするフローに基づいている。各関係者の意見については、児童の担当職員、心理担当職員やFSW間で情報を共有及び児童相談所とも連携しながら慎重に執り行うようにしている。 ・児童への伝え方は一律的ではなく、様々なことを想定した上で個別に対応することとしている。生い立ちを伝えると決定した際に誰が伝えるのか。またどのように説明するのか様々なケースが考えられるため、大まかな説明するまでのフローは同じであっても、その細部はそれぞれ異なる。 ・生い立ちを聞きたくないという、ある高校生のケースをヒアリングしたが、無理に知る必要もないし、その児童が退所後であったとしても知りたくなかった時にいつでも説明することはできるということで、本人の意向を最大限尊重する姿勢を確認した。 ・担当職員が児童毎のアルバムを作成している。アルバム作成について特に規定を設けているわけではないので、量的なものも含めてばらつきがあるとのことであった。また少数的なケースかもしれないが、児童が写真を撮られることを嫌うケースがあったり、主担当職員の異動や退職等で写真の量にばらつきが生じることもあるとのことであった。 		

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マリア園では被措置児童等の虐待防止策として、不適切な関わりが発生しないような職員配置等の仕組み作りと教育体制を徹底している。職員配置の具体策としてどこのホームにも属さないフリーの職員を配置している。どうしても人の手が不足する夕方の時間帯に手厚い配置をすることで職員の心の余裕を持つことができ、職員1名で支援する時間帯を極力少なくして人の目を多く配置する考えから実践している。また、主任保育士や主任指導員が定期的にホームを巡回して、職員の様子や児童の表情等を確認している。このような巡回は繰り返し行うことで、人の目が行き届いているという抑止力が期待される。 ・ 児童養護施設の小規模化や地域分散化は国の方針に沿って、今後益々促進されていくと考えられるが、小規模化及び分散化に伴い職員も分散していくこととなり、人の目が今までのように行き届かない懸念が生じていた。今後、人の目に代わる代替手段等をあらゆる観点から検討していく必要がある。 ・ 児童は事務棟にある要望箱に自分の意思表示を入れることができたり、内容によってはマリア園で定める苦情解決委員の客観的意見を聞くことができる。また、児童が自ら意思表示を行うことが困難な場合は、職員や第三者による権利の代弁や擁護を行うことも可能となっている。 ・ 児童には権利ノートや「権利ってなに？」の冊子の内容を確認する機会を持続的に設けることで、自ら意思表示できるよう繰り返し権利ノートや冊子の解釈説明を発達状況に合わせてわかりやすく実施している。 ・ 万が一不適切な支援が認められた場合は、就業規則に定める懲戒事由に基づいて厳正に処分を執り行うこととなっている。 		

A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A-1-(5)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童は様々な事情で入所しているため一概には言えないが、入所前に事前見学をすることや、児童相談所に相談の上で児童や保護者と面会する等、いきなり入所するよりも面識を持ったり、事前にアセスメントできる時は可能な範ちゅうで行うようにしている。また、入所後、特に入所後間もない頃に、どうしたらいいかわからず困った時は、誰に伝えるようにすればいいのか児童にわかりやすく説明している。 ・入所時に児童相談所や学校との情報共有や連携を図り、事前に入手できる情報を基にして、可能な限り児童の心理的負担を軽減できるように努めている。例えばウェルカムメニュー(入所時に児童が好きなメニューを準備して振る舞うことや、ホームや部屋を飾りつけして温かく迎える工夫)を準備している。 ・マリア園には令和5年度より「自立支援室」という独自の機能を有する拠点を設置して、卒園生のアフターケア全般や自立生活支援事業、卒園生の基本情報の管理と支援活動等を担当職員で遂行している。入所期間中は保育士や指導員等の助言等で生活を営むことができるが、退所後の相談窓口や引き続きのサポートを担う上で、サポート体制が今まで以上に充実していくと考えられる。自立支援室は退所後だけではなく、これから退所に向けて準備をする児童にもサポート体制が整っており、例えばマリア園の近くに園が借りているアパートを用いて、実際の一人暮らし体験等を実施している。 		

A⑥	A-1-(5)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マリア園におけるリービングケアを中心に司る担当は「自立支援室」である。児童が退所の方向で検討に入った際は、自立支援室と主担当、心理師、FSW等、一人の児童の退所支援に際して横断的に関わりを持ち、少しでも児童が安心して社会に出ることができるようにサポート体制を築いている。また、児童が退所した後、引きこもり等に陥っているケースがあった場合は、このような対象者を支援している NPO 法人と連携して、自立支援室だけでの支援ではなく、外部の社会資源にも相談を行い支援の幅を広げている。 ・児童が退所した際のサポート窓口は「自立支援室」である。卒園生の相談支援や家庭訪問、会社訪問、奨学金の対応等、社会生活を営む上で生じる悩み事を、少しでも改善できるようにサポート体制を構築している。 ・マリア園が移転する前は夏祭り等の催し物の際に退所児童が集まる機会があったが、園の小規模化以降、新型コロナウイルスのまん延等も重なって、つながる場が以前より希薄になっている。今後の在り方については未定であるが、今までやってきたことをそのままという考え方ではなく、新たな機会の創出を模索していく方針であった。 		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に対して直接的な支援を行う保育士や指導員は、様々な経験を経て今ここにいる児童が表出する感情や言動を受け止めて、何を意思表示したいのか受け止めようと日々の支援の中で努めている。支援するに際して基本となる情報は、入所前に児童相談所から入ってくる資料で、この情報を基にして児童の言動を分析しつつ、まずは信頼関係を構築することから支援が始まるとのことであった。 ・一概には言えないが1つの傾向として、経験の浅い保育士や指導員は受け止めることで精いっぱいとなり、精神的余裕を持つことができず自立支援計画に基づく支援の実施や、課題解決等にまで至らないこともあるとのことであった。 ・児童へのアンケートは嗜好等の確認はするものの、マリア園として計画的に生活全体としてのアンケートは実施していないとのことであった。普段の生活の中で意向等の確認はできていると憶測するが、気持ちや意見を表出する機会を1つでも多く持つことは支援の質の向上に繋がるのが期待されるため、今後の在り方について一考することが望まれる。 		

A⑧	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マリア園の職員は児童が可能な限り、それぞれが自宅で過ごすような日常生活を営めるよう個別的支援を日々続けている。一緒に外で遊んだりリビングで団らんしたり等、特別なことではなく日常のごく普通の姿を大切にしている。また生活の中のルールは危険が及ぶことではない限り、きつくなり過ぎないように児童の発達段階に応じて柔軟に対応することもある。 ・ 個別的な支援に加えて小集団での活動も社会性確保のために実践しており、土曜、日曜日は一緒にご飯を作ったり、夏期休暇中はキャンプや海水浴、旅行、お祭りに参加する等、家庭でのごく普通に行っているようなことをマリア園でも行っている。 ・ 児童に対して直接的な支援を行う保育士や指導員が個別的に児童と関わるができる時間は、就寝前や入浴介助中の限られた時間になるのが現状とのことであった。個別に関わる時間を今以上に作ることは支援の中の課題の1つと捉えている。 		
A⑨	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の支援を日々行う中でどうしても人手が不足する時間帯については、どのホームにも属さないフリーの保育士又は指導員が、臨機応変に各ホームを巡回して見守る、声掛けをする、サポートする機会を多く持てるように職員の配置に配慮している。特に夕食時に手が多くかかり、必要な時間帯地のことで、フリーの職員が児童の数や特性等考慮しながら柔軟に対応している。 ・ 児童の普段の様子や特記事項等の情報は、ホームの担当者間を中心に情報共有を密に行い、児童毎に標準的な支援が行えるように特に意識を高めている。特にこのようなことができるようになった、この部分が何度伝えても改善できない等、児童一人ひとり丁寧に申し送りや引継ぎを重ねて、一貫した支援ができるように努めている。 ・ マリア園内でのこども会ミーティングの実施を行っている。児童は保育士や指導員のサポートを受けながら、可能な範疇で主体的に話し合いができるよう時間を設けている。この機会において職員は児童の特性や発達状況を鑑みて、サポートする程度を増減する等自主性に重きを置いて関わりを持っている。 		

A⑩	A-2-(1)-④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時現在、マリア園は未就学児、小学生、中学生、高校生の入所児童を支援している。年齢も違えば育ってきた環境や価値観、経験してきたことも異なる。発達状況もそれぞれで多様な状況下、職員は可能な限り、個別性を重視して学びや遊びの場を提供することに尽力している。 ・ マリア園の中で組織化されている班のうち、学びや遊びに関連する班は学習支援班、情操教育班、性教育班が主に該当していて、それぞれが年間事業計画に基づき活動を行っている。学びに関しては基本的に自主性を重んじて、継続することで得意分野を持つことができたり、成功体験を通じて将来の地震や達成感の獲得を狙いとして取り組んでいる。 ・ 学びの機会としては公文、学習塾、家庭教師等の習い事を検討の上で参加することができる。また学術的なことばかりではなく、絵本や紙芝居の読み聞かせ、工作教室の開催等幅広く対応できるように努めている。 ・ かたる会(児童が通う学校とマリア園との学期に1度の情報交換会)の実施を通じて、マリア園での様子と学校での様子を双方が情報交換して、学習支援・社会適応力、発達に即した支援が提供できているか参考としている。 ・ 以前未就学児がマリア園の利用となった際、年齢相応の玩具や保育室がないことで遊ぶ機会の提供に困難さを感じたとのこと。年齢の幅が広いためどこまで準備できるか難しい所ではあるが、事務棟の2階スペースを活用する等、以前より環境面の改善できている。 		

A⑪	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・⑩・c
----	--	-------

<コメント>

・日常生活の中で基本的な生活習慣を身につけていけるよう、直接的に支援をする保育士や指導員が気がけていることは、一律的な指導や年齢、学年別に捉えるのではなく、児童の特性や発達段階に応じて個別性を重視している点と、やってみせて、言って聞かせて、させてみて、ほめてやる点であった。最初から上手くできなくても、少しずつできるようになればいいという、長期的な視点での捉え方が印象的であった。

・マリア園の中で組織化されている班のうち、基本的な生活習慣の確立に関連する班は学習支援班、情操教育班、性教育班、子ども会班が主に該当していて、それぞれが年間事業計画に基づき活動を行っている。

・今年度、情報通信関係及びクレジットカードに関する研修会を児童向けに1回実施した。まだ十分ではないがこれから内容や伝え方等精度を上げていく方針である。また、スマートフォンの使用に関して誓約書の見直しも検討している。この見直しは世間一般の情勢を鑑みて、スマートフォンの使用を中学生以上が所有できるように検討していくとのことであった。

・マリア園としては児童が通う学校が許容する限り、アルバイトの実施を推奨している。また、有志団体やロータリークラブ等の社会奉仕団体が主催する招待行事について、入所する児童に様々な体験や経験する機会を与えてくれるため、無理強いをしないように児童全体的に参加を促している。

A-2-(2) 食生活		
A⑫	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マリア園の中で組織化されている委員会のうち、食育の確立に関連する部門は給食委員会である。基本的に食事が健全な心身を培う基本であることの理解や、社会に出てから必要となるマナーの習得や調理についても学ぶ機会を設けている。 ・児童が美味しく楽しみながら食事を囲むことができるように年に2回(6・11月)嗜好調査を実施している。調査内容は発達状況や年齢を加味して未就学児と小学生で1つ、中学生と高校生でもう1つ準備している。 ・調理クラブについては任意で参加を募って、マリア園の調理担当の職員が児童と一緒に料理をするという企画である。食育のテーマの1つである調理を実際に行ってみるところに着眼して実施している。 ・自由献立については、ホームの児童と担当職員で何を作るか皆で決めて、買物等も含めてできる限り皆で関わるという企画で、ご飯ができるまでの一連の過程を学ぶ機会としても期待ができる。 ・食に関して職員が気がけていることは、部活で遅くなった児童にも温かい状態でご飯を提供したり、1人で食べることをないようにちょっとした会話を設けるようにしたり、野菜嫌いの児童へのアプローチを検討したりしている点であった。毎日3食提供される食事の中にも、職員の多くの配慮がなされた食事であることを確認した。 		

A-2-(3) 衣生活		
A⑬	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣類の整理や保管、入れ替え等については全体的に職員が関与する傾向にある。理由として衣習慣が児童に備わっていないケースが多いためである。一概には言えないが、自宅での環境や習慣がそのまま入所後も継続していることが多いため、少しずつ本来あるべき姿を習得してもらうようにしている。 ・基本的に洗濯や補修は職員が行う。洗濯後きれいに畳んだ衣類を児童がタンスに直すことは少なく、整理整頓にまで至っていないケースが目立つとのことであった。やりっぱなしは良くないため、最終的には職員が行うが、毎回声かけを続けて気づきと行動変容につながるよう粘り強く関わっている。 ・衣類に関しては色やサイズ、形等多様であるため児童の好みや考え、嗜好を尊重しながら、TPOに相応したものを着用するよう日常的に声かけを行っている。職員と一緒に被服品を購入することもあり、ある程度自由に選択してもらうが、あまりにも露出度の高いものやサイズがかけ離れたものは理由を丁寧に説明して自制を促している。 		
A-2-(4) 住生活		
A⑭	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じ場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マリア園の中で組織化されている班のうち、環境の保全や美化等に関連する部門は美化・保健衛生班である。ホーム内の環境美化、整理整頓だけではなくホーム全体や周辺も含めて管轄区としている。 ・ホーム内の美化活動の一環として、基本的に毎週土曜日の午前9時からホームの清掃をする習慣を定着させている。ホームの窓拭きや床拭き等、普段行わないような箇所の清掃も体験してもらい、きれいな環境で生活する習慣を意識付けている。児童は1人ではなかなかやろうとしないが、皆で一緒になると行動する傾向にあるとのことで、まずは皆でやるという習慣化から徐々に自立に繋げていく方針であった。 ・児童が育ってきた住環境はそれぞれであるため、発達や状況に合わせて就寝する場を畳にする児童もいるとのことであった。また様々な理由で児童から居室の鍵を閉めたいという希望があった場合は、安全面の確認を行い許容している。 ・日常的な共用部分の清掃は衛生的な環境確保の観点から基本的に職員が行い、感染症のまん延防止に努めている。 		

A-2-(5) 健康と安全		
A⑮	A-2-(5)-①医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マリア園の中で組織化されている班のうち、健康や医療面に関連する部門は美化・保健衛生班である。 ・日々の児童の健康状態については、担当保育士又は担当指導員間で密に情報共有を行っている。健康記録にも必要に応じて医療面の記録を残すようにしている。通常健康診断は定期的かつ計画的に行うが、1回は学校で、もう1回をマリア園で行っている。定期的な関与以外に発達障害や心療内科等の専門的な医療機関との関わりを担っている。 ・定期的に内服が必要な児童については、服薬チェック表にて日々の管理を行っている。薬物は職員管理としていて、内服指示に従って児童に渡すようにしている。 ・医療面の研修として実施した研修は発達障害の概論的な研修に加えて、発達障害を有する児童との関わり方が大変参考になったとのことであった。 		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑯	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マリア園の中で組織化されている班のうち、性教育に関連する部門は性教育班である。この班では児童が1人の人間として自己の認識を確かなものとして他人を認められるようにすることや、生命の尊さを感じ、自他の命を大切にす姿勢や生きることへの意欲を高めること、性の発達についてどのように向き合っていくか児童、職員ともに考えていく機会を創出することを目的に活動している。児童向きの動きと職員向けの動き両方のアクションプランが具体的に示されている点は他に例を見ない評価すべき取り組みと言える。 ・職員向けの性教育の研修については全体的な座学形式の研修や性に関する掲示物の作成、夏休み期間中に児童と共同で話を聞く機会を設ける等、具体的に予定をしている。 ・児童向けの性教育の学習の機会として、わかりやすいように絵本を配布してプライベートゾーン等についてクイズ形式で掲示したり、その答え合わせをする時間を設けたりと、児童が少しでも興味・関心が高まるような講話の実施方法を取っている点は評価に値する。また、県内の大学講師を招集して小学生、中学生、高校生に分かれて勉強会を予定している。ここまでグループ化して性教育の学ぶ場の提供は、他施設でもあまり例を見ない評価すべき取り組みと言える。 		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の不適応行動等の行動上の問題が発生した際の対応方法であるが、まずは不適応行動が出る前に未然に防げるものは防ごうということで、普段の生活の中の観察を重要視している。児童の心の中で何かあった際は生活のどこかの場面に表出するとのことで、その変化にいち早く気付くことが経験値であったり、知識の引き出しの多さに比例する傾向にあるとのことであった。 ・ 万が一不適応行動が発生した場合においても、その行動自体を咎めるのではなく、どうしたら次は抑えきれるか気づきを与えることに重きを置いている。このような事態に陥った場合はまず、園長参加の上で緊急ケース会議を開催して初期対応策を講じ、その後ケースカンファレンスにて職員間での情報共有を行う流れとなっている。 ・ 最近の児童の傾向として、何かの不満や不平から暴力や暴言、無断外出等行為に及ぶよりもむしろ、内に秘めて引きこもる、黙り込むケースが増えてきているという。このような児童の行為も含めて、児童の様々な言動について各専門職間で情報共有したのち、必要に応じて個別的な支援に繋げていくとのことであった。 		

A⑩	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童同士の暴力やいじめ、差別等に関して担当職員が発生抑止のため、ホーム毎に日々情報共有を密にしながら関与しているところであるが、今以上にマリア園全体としての総合的な支援体制が必要であったり、場合によっては児童相談所の関与も求めていきたいとのことであった。 ・ いじめに関しては担当職員が未然に抑止できるように、児童の普段の様子から兆候等に対して気づきを早めていけるよう、関わる頻度を高めていきたいとのことであった。職員の立場から悩ましい部分が児童の暴力が「けんか」なのか「一方的な暴力」なのか、その位置づけとどうか判断が難しい場合がある点を挙げていた。 ・ 暴力等があった場合、職員は原因究明するために児童から意見集約するが、コミュニケーション能力が低い児童や、うまく表現できない児童の場合、主担当職員が仲介したり、双方から聞き取ったりして正確な状況の把握や代弁に努めている。 ・ 児童と関わる時間、頻度について時間的や機会としての不平等感を感じないよう過度に差異がないように努めている。但し、入所して間もない児童は心境を鑑みて関わる頻度を増やしたり、声掛けをする機会を意図的に増やしたりと、ケースバイケースの対応も必要とのことであった。 ・ 他機関(児童相談所)に相談をしたケースとして、ショートステイを利用していた児童が入所児童に対して加害行為を認めた際、児童相談所に相談して今後の対応等を協議した事例をヒアリングの中で確認した。 		

A-2-(8) 心理的ケア		
A⑱	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所している児童は常勤の公認心理師から心理的支援を受けることができる。頻度や所要時間等は個別性が高いため児童によってまちまちである。直接支援を行う保育士や指導員は心理師から児童の心理的側面の情報収集をして、日々の関わりの中に取り込むことができるように努めている。また逆に、公認心理師も児童に直接支援を行っている保育士や指導員が見る児童像の情報と、児童が発する言動の双方を確認して助言等を行うようにしている。 ・心理師が児童の支援方法について助言をする研修を定期的に行っているが、職員に対する助言や相談に対する対応も行っている。特に新任の保育士や指導員は一定期間面接するようになっていて、児童へのアプローチ方法や関わり方等のレクチャーを受けることができる。また、職員が精神的に沈んでいる時も場合によって助言等アプローチすることがある。このような体制があることは児童及び職員双方にとって大変有益な環境であると考えられる。 		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マリア園の中で組織化されている班のうち、学習環境の整備等に関連する班は学習支援班である。この班の事業計画によると、公文学習、中学生学習(1, 2年生)、中学生受験対策、その他に分類して具体的な取組みを予定している。 ・学習するスペースは個室であるため1人でしたい時は集中できる環境にあり、皆と一緒にしたい時には、リビングで行うことも可能である。また事務棟には数ヶ所静かな環境で集中できる部屋があるため、そのスペースを使うことも可能である。このように物的環境については整っている。 ・宿題や提出物の管理については、小学生の児童は基本的にホームの担当職員が最終確認をするようにしている。また、中学生以上の児童でも知的レベルに応じて担当職員が柔軟に対応するようにしている。 ・通塾に関しては基本的に中学生や高校生が本人の意思表示に基づき利用することができる。家庭教師は大学受験を控えた児童が利用して受験に備える事例を確認した。公文学習は基本的に小学生以下の児童が利用している。学習ボランティアは以前サマーボランティアからの流れで社会人の方が単発的に支援してくれていた事例を確認した。受験に向けた合宿等について今年度は市民の森の宿泊スペースにて2名の児童が参加した事例を確認した。前述のように児童は年齢や発達状況に合わせて、様々な学習する機会を得ることができる。 		

A ㉑	A-2-(9)-㉒ 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路を選択する年齢に達する時期になると進学(進級するなどの学校かも含めて)や就職の選択肢から選ばなければならない、この関わりについて自立支援計画に取り入れて児童と保護者とマリア園、児童相談所が1つのチームとなって進行していく流れが通常である。 ・職員は進路決定に際して、対象児童が進学するとどれくらいお金が必要なのかという、経済的側面の知識習得に向けた機会を設けて、現実を理解した上で様々な公的支援策(奨学金制度等)を説明した方が望ましいと考えている。 ・児童の進路については児童の負担にならないように配慮しながら、希望を確認したり話し合う機会を設けたりしている。進路決定の一般的なフローとしては、児童本人の意向を主担当職員が聞き取り学校に提出する。その前に主担当職員は保護者にも意向確認をしておく。前述のプロセスを経た上で三者面談(児童本人、可能な場合は保護者、主担当職員、学校の先生)を行う。この際は主担当職員が代弁したり付け加えを行ったりして児童や保護者をサポートしている。 ・退所後の児童については全てを掌握できていないわけではない。しかし自立支援室を創設後は、この室の担当職員がアフターケアや退所者のフォロー等も行う組織体として期待される。というのも、一旦、進学や就職で対処した児童たちが、うまく馴染めずに休学したり仕事を辞めたりして、上手く順応できていないケースが多く確認されている。自立支援室の動きで解決に向かうこともあると考えられるが、近年では高校を卒業して進学や就職をしても、その後しばらくは(最長22歳)児童養護施設で生活を継続しながら進級や就職できるよう制度改正があったため、今後このような利用の在り方で、学校や就職先での定着化が期待される。 		

A⑳	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マリア園としては児童が通う学校が許容する限り、社会のルールを学んだりお金を稼ぐことの大変さを知る機会として、アルバイトの実施を推奨している。また、有志団体のの方が児童養護施設に入所する児童に様々な職業体験や経験する機会を与えてくれる。この機会は児童にとって大変有益で、仕事の現場を実際に見たり、働いている人に質問したりすることができる。 ・錬成会(4月の初旬に2日間にわたり中高生を対象とした就職説明会のようなイメージ)での職場体験の機会をマリア園として創出している。全く未知の世界に飛び込むより、このように事前に職場や仕事内容を知ることは有益なことと考えられるが、今以上に児童にとって参考となる機会となるよう工夫が必要とのことであった。 ・児童の就職に関しては多くの様々な選択肢が県内外含めてあるわけだが、マリア園の卒園生が就職して活躍している企業や、昔から園とのつながりがある企業等、何らかの繋がりがある企業を優先して児童に推薦することもある。最終的には児童が自己決定するわけだが、職員は決定するまでのプロセスをしっかりとサポートしている。 		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉑	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マリア園として保護者との関係構築に際して、児童の気持ちや意思を把握した上で、保護者の考えや意向を尊重しながら、未来に向けた道筋を描くことができるように支援をしている。このような関わりを行う際は主担当職員とFSWが連携を図りながら、児童相談所が家庭訪問する際に同行する等、各関係機関と協力体制を構築している。 ・面会や外出、一時帰宅、外泊等、児童が保護者と関わりを持つ際は、主担当職員、FSW、児童相談所が情報交換を密にしながら段階的に進めていくことが通常の進行方法で、その過程で必要に応じてファミリーカンファレンスを開催する等、情報の共有と事前、事後の児童の様子や保護者の心境の変化等、繊細な部分にクローズアップしている。この一連の支援記録は家庭支援記録に随時記されている。 ・最近の傾向として、児童と保護者間の面会や外泊等、交流する機会が積極的に行われている。家庭復帰は国の施策の重点項目に謳われていて、これからも条件次第ではあるが推奨していく方針であった。但し、保護者と接点を持った後に、児童の生活が乱れる(生活のリズムが乱れ就寝時間が遅くなったり、朝起きることが困難になったり、偏食傾向等)こともあるため、マリア園に児童が戻った後は生活の様子を注意深く観察している。 		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A⑭	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マリア園では児童と保護者の親子関係の再構築に向けて、特に情報共有を重要視していて、基本的に学期毎1回、又、随時開催するファミリーカンファレンスにてその役割を果たしている。この場において主に保護者へアプローチしている主担当職員、FSW、その他関係者が集い進捗状況や課題、改善事項等を確認している。保護者へアプローチする役割は信頼関係が最も築くことのできている主担当職員が担うことが多いとのことであった。 ・児童と保護者の意向について、必ずしも双方が同じ方向に向いているとは限らず、家庭復帰前に面会までたどり着くことが困難なケースもあるとのことであった。家庭復帰を望む場合は急ぐことなく、主担当やFSWが仲介しながらゆっくりと時間をかけて軌道修正していく方針であった。様々な事情で家庭復帰が叶わなくとも面会や一時帰宅だけでも進歩であるし、交流する機会を作ることができただけでも1歩と捉えて、日々関係者支援を持続的に行っている。 ・マリア園では児童と保護者との関わり、やり取り、接点等があった場合は必ず記録に残すようにしていて、時期はそれぞれの児童によって不定期ではあるが、児童相談所にも報告をして双方間で情報共有しながら、親子関係の構築や家庭復帰に向けて支援を続けている。 		